

P T A 対 象

消 費

生 活 講 座

の ご 案 内

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、高校生のうちに成人となり、保護者の同意なく契約ができるようになりました。

若い方々が消費者トラブルに遭わないよう、京都府消費生活安全センターでは、高等学校における消費者教育を支援します。

生活講座とは？

- 消費生活相談員が出向き、消費生活相談の現場から、高校生や保護者の方に知っていただきたいポイントなどをお伝えします。
- 講師の謝礼・旅費は無料です。
- 会場使用料、参加者への案内、当日の資料の印刷代などの経費は主催者でご負担ください。
- ご要望に応じて講座を実施しますので、お気軽にご連絡ください。

講座内容

- 18歳でできるようになったこと
- 低年齢化が心配される消費者トラブルクレジットカードの使い方について考えよう
- 消費者市民社会とは
など

ホームページで動画を公開していますので、動画の活用もご検討ください



申込方法

まずは、お電話等でお問合せください。申込み多数の場合は、調整させていただくことがあります。